

1. 当病院は厚生大臣の定める基準のうち、療養病棟入院基本料の施設基準を満たしており療養病棟には 1 日に 6 人以上の看護職員（看護師および准看護師）が勤務しています。なお各時間帯毎の配置はつぎのとおりです。

職員の時間帯別受持患者数	看護職員	看護補助者
朝 9 時～夕方 5 時	2 人（8 人以内）	3 人（6 人以内）
夕方 5 時～朝 9 時	1 人（16 人以内）	1 人（16 人以内）

2. 当病院では患者さんの負担による付添い看護は認められておりません。
3. 当病院では厚生大臣の定める特別管理（適時、適温）給食を行っており、このため夕食の配膳は午後 6 時以降となっています。

個室は表記の室料差額を徴収させていただきます。（1 日につき、税込料金）

室番	室料差額	室番	室料差額	室番	室料差額	室番	室料差額
203	¥3,300	210	¥2,200	301	¥3,300	307	¥5,500
205	¥4,400	211	¥2,200	302	¥2,200	308	¥2,200
206	¥3,300	212	¥2,200	305	¥3,300		
		213	¥2,200	306	¥3,300		